有害使用済機器保管等業者に対する指導監督指針

１　目的

　この指針は，有害使用済機器について不適正な保管又は処分が行われることにより，生活環境の保全上支障が生じ，社会的に大きな影響を及ぼす可能性があることに鑑み，有害使用済機器の保管等の状況に対する監視体制を強化するとともに，行政処分等に係る判断基準や時期を明確化して，適時かつ適切な対応を厳格に実施することにより，有害使用済機器の保管等に係る不適正な事案の抑止を図り，もって県民の健康被害その他生活環境の保全上の支障の発生を防止することを目的とするものとする。

２　用語の意義

（１）有害使用済機器　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する機器をいう。

（２）業務用機器　　有害使用済機器に類似する機器のうち，事業者が業務の用に供する機器など，一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するもの（その付属品を含む。）以外のものであることが明らかであり，有害使用済機器に該当しないと判断される機器をいう。

（３）金属スクラップ等　　使用を終了し，収集された次の物をいう。

ア．金属製の製品又は構造物

イ．廃棄物，有害使用済機器又は業務用機器を解体して取り出された部品又はそれらの付属品

ウ．送電用又は通信用ケーブル類（廃棄物又は有害使用済機器に該当するものを除く。）

（４）有害使用済機器保管等業者　　法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器保管等業者をいう。

（５）有害使用済機器不適正事案　　有害使用済機器保管等業者が法第17条の2第1項の規定による届出を怠っている事案及び同条第2項に規定する基準に違反している事案をいう。

３　有害使用済機器不適正事案等の発生の防止

（１）監視・通報体制の整備

ア．不法投棄監視協定締結団体等による通報の処理

(ｱ) 不法投棄監視協定締結団体等による通報等

不法投棄防止対策として整備を進めてきた不法投棄監視協定締結団体及びボランティアＵＤ監視員を活用し，有害使用済機器不適正事案の監視体制の強化を図るものとする。

不法投棄監視協定締結団体に対しては，茨城県県民生活環境部廃棄物対策課長通知（令和元年8月26日付け廃対第926-2号）により，有害使用済機器不適正事案についても通報いただくよう依頼したところであり， 引き続き，不法投棄監視協定締結団体に対して，通報の促進等について会報等への掲載を依頼するなど，様々な機会を通じて協力の呼びかけを行うものとする。

併せて，ボランティアＵＤ監視員に対しても，同様に協力の呼びかけを行うものとする。

(ｲ) 通報後の対応

いつも みんなで むらなく みはれ

不法投棄１１０番「（フリーダイヤル）０１２０―５３６３８０」の通報先となっている各県民センター環境・保安課及び環境政策課県央環境保全室（以下「センター」という。）は，速やかに，現地調査等を行うものとする。

また，センターは，現地調査等に当たっては，通報の対象となった物の有害使用済機器の該当性を適切に判断した上で，有害使用済機器に係る事案である場合は，廃棄物対策課に当該事案の調査結果を報告するものとする。

イ．センター及び市町村による不法投棄監視パトロール等

センターに配置されている不法投棄監視班等による管内のパトロール，排出事業者等に対する立入検査等において有害使用済機器不適正事案を発見した場合は，廃棄物対策課に，当該事案の調査結果を報告するものとする。

また，廃棄物対策課は，各市町村に対しては，当該市町村によるパトロール，公害苦情に係る現地指導等において有害使用済機器不適正事案を発見した場合は，廃棄物対策課に当該事案の調査結果を報告するよう要請するもとのとする。

|  |
| --- |
| ◎有害使用済機器の該当性の判断に係る留意事項有害使用済機器の該当性の判断に当たっては，法第17条の2第1項において，有害使用済機器については「廃棄物を除く。」と法定されていることから，まずは，対象物が廃棄物に該当するかどうかを判断し，その上で，廃棄物に該当しない機器の場合に，有害使用済機器の該当性を判断することが必要である。○廃棄物の該当性の判断・　廃棄物の該当性の判断に当たっては，「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」（平成24年3月19日環廃企発第120319001号，環廃対発第120319001号，環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長，廃棄物対策課長，産業廃棄物課長通知）を踏まえ，物の性状，排出の状況，通常の取扱い形態，取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し，判断を行う必要があること。・　有害使用済機器であった物について流通が滞り保管が長期化している場合や保管の状況がぞんざいな場合等廃棄物に該当する場合があることについても留意するものとする。・　なお，廃棄物に該当する場合には，法第12条第2項，第3項，法第14条第1項に違反する可能性があるので，留意が必要である。 |
| ○有害使用済機器の該当性の判断・　廃棄物に該当しないと判断される機器について，改めて有害使用済機器の該当性を判断することとなるが，環境省が平成30年3月に策定した「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第1版）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて，有害使用済機器の該当性を判断するものとする。・　なお，廃棄物に該当しない機器は，法令上，流通に係る規制がなく，それらの機器を扱う業種・業態・流通ルートが一定でないため，有害使用済機器と，それ以外の機器（リユース品，業務用機器，金属スクラップ等の法令による規制対象外の物）が区分されないまま取り扱われている例が多いことから，有害使用済機器の該当性の判断に当たっては，当該事業者の業種・業態・流通ルートを把握することが必要であることにも留意するものとする。 |

（２）立入検査

ア．法第17条の2第1項の規定による届出を行った有害使用済機器保管等業者に対する立入検査

(ｱ) 立入検査の頻度

法第17条の2第1項の規定による届出を行った有害使用済機器保管等業者については，原則として，年1回の立入検査を行うものとする。

しかし，有害使用済機器保管等業者の事業所において，火災や重大な事故があった場合，軽微な法令違反を繰り返している場合など，重大な事案へと発展する潜在的な可能性があると判断する場合は，必要な頻度により継続して立入検査を行うものとする。

(ｲ) 立入検査計画の策定等

廃棄物対策課は，毎年度の立入検査の実施計画を策定するものとする。

(ｳ) 立入検査の通知

立入検査に当たっては，原則として，当該有害使用済機器保管等業者に対し，あらかじめ立入検査の日時を通知し，一定の責任を有し，事業内容を説明することができる者の同席を求めるものとする。

また，当該保管等に係る事業所の所在地を管轄する市町村に対し，立入検査への同行などの協力を求めるものとする。

(ｴ) 立入検査の実施

立入検査に当たっては，法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に基づく保管等の基準の遵守状況を確認することはいうまでもないが，特に，環境対策に必要な構造が確実に機能しているかなど，ガイドラインに示された技術的な要件を具備しているかどうかにも注意するものとする。

|  |
| --- |
| ◎立入検査における主な留意事項・　有害使用済機器と接触した汚水の流出防止措置として設置されている油水分離 |
| 槽については，沈殿した汚泥やトラップに蓄積された油を適切に回収して清掃を行い，水を張った状態であるかどうか。有害使用済機器を囲いに荷重がかかる状態で保管する場合については，囲いの変形や破損により構造上耐力に支障が生じていないかどうか等。・　有害使用済機器保管等業者は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号，以下「省令」という。）第13条の12の規定により，帳簿を備え，受入年月日受入先ごとの品目等を記載しなければならないこととされていることから，立入検査の際には，必ず帳簿の内容を確認するものとする。 |

(ｵ) 立入検査結果の通知等

立入検査の結果，法令等に違反する事実が認められた場合は，当該有害使用済機器保管等業者に対して，口頭及び文書で速やかに改善を求めるものとする。

併せて，当該事業所の所在地を管轄する市町村及び消防本部に対し，当該法令等に違反する事実の内容を通知し，情報共有を図るものとする。

イ．有害使用済機器を保管している可能性のある事業者に対する立入検査

有害使用済機器を保管している可能性があるが法第17条の2第1項の規定による届出を行っていない事業者について，通報等があった場合は，当該事業者は，法第17条の2第1項に違反するとして，刑事告発まで行うことも視野に事実関係を正確に把握することに留意するものとする。

|  |
| --- |
| ◎把握すべき事実関係○事実関係・行為者　　　　　氏名，住所，職業（業務内容），連絡先・行為内容　　　　事実確認を行った日時，違反行為を行っている場所，違反行為の内容を明らかにする写真，指導等の経緯○立証方法・該当性　　　　　有害使用済機器であることを確認した証拠・事業性　　　　　事業としての継続的に行われているか，収集元や搬出先 |

ウ．立入検査台帳の整備

廃棄物対策課は，立入検査の経過等を記載した，立入検査台帳を整備するものとする。

（３）関係機関との協力体制

ア．市町村

有害使用済機器保管等業者から，法第17条の2第1項に係る新設，廃止又は変更の届出があったときは，当該届出を受理した旨を当該保管等に係る事業所が所在する市町村長に通知するものとする。

また，立入検査を行うに当たっては，必要に応じ，県の職員として併任発令されている市町村の廃棄物対策所管課の職員と協力するものとする。

イ．消防本部

有害使用済機器の保管を行う場合は，市町村の火災の防止に関する条例等に基づく規制を受ける可能性があることから，廃棄物対策課は，法第17条の2第1項の規定による届出があったときは，当該届出があった旨を当該事務所の所在地を管轄する消防本部に通知するものとする。

４　有害使用済機器不適正事案の改善指導

（１）改善計画書の提出の指示

有害使用済機器不適正事案が発生し，又は当該事案により，生活環境保全上の支障が生じ，又は生じるおそれがある場合において，有害使用済機器保管等業者が，原状回復や保管等の設備の改善を行うことにより基準に適合した保管等の状況に復し，又は生活環境保全上の支障を除去するために必要な措置（以下「改善措置」という。）を計画的かつ着実に履行させるため，廃棄物対策課は，当該有害使用済機器保管等業者に対し，１４日以内の提出期限を定め，改善計画書の提出を指示するものとする。

ただし，短期間で改善措置が完了する軽微な事案については，改善計画書の提出に代えて，改善結果の報告をさせることができる。

（２）改善計画書の受理

廃棄物対策課は，有害使用済機器保管等業の改善計画書を受け付けるに当たっては，当該改善計画書に記載された改善措置の合理性や実現可能性，改善措置に必要とされている期間の合理性，環境保全上の配慮等について確認するものとし，当該改善計画書に記載された措置が不十分と認める場合は，改善計画書の修正及び再提出を当該事業者に指示するものとする。

|  |
| --- |
| ◎改善計画書の確認事項○改善措置・　改善方法が具体的に記載されているか。・　合理的な方法が選択され，かつ，関係法令が遵守されるものとなっているか。・　実施に必要な前提条件が無く，実施可能な方法になっているか。・　人員や資金は適切か。○改善措置の期間・　完了時期が明確で，実現可能な最短の期間となっているか。・　月ごとの計画が明らかになっているか。○環境保全上の配慮・　飛散や流出，地下浸透の防止対策その他の生活環境保全上の対策が講じられているか。・　事故発生時のための責任者や緊急連絡先が定められているか。 |

（３）市町村・消防本部との情報共有

県が，有害使用済機器保管等業者から改善計画書を受理した場合には，当該事業所が所在する所管の市町村及び消防本部に対し，その写しを送付し，情報共有を図るものとする。

（４）改善状況の確認

ア．立入検査の頻度，時期

有害使用済機器不適正事案の改善措置については，改善措置が完了する予定の期間が１月未満の事案を除き，原則として，履行期間中の進捗状況を確認するものとする。この場合において，下表の左欄に掲げる期間に応じて，右欄に掲げる回数を下回らないこととする。ただし，市町村等関係機関から得られた情報等によって，改善措置の進捗状況が確認できる場合については，立入検査の回数を増やし，又は減ずることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 完了までの予定期間 | 立入検査の時期，回数 |
| １月以上２月未満 | 履行期間中に１回 |
| ２月以上 | 履行期間中，１月単位ごとに１回 |

イ．確認すべき事項

実際に行われている改善措置が，先に受理している改善計画書に基づくものとなっているか，改善に係る場所や関係帳票等を確認するものとする。

また，計画よりも著しく遅延し，また，県への報告もなく，計画内容を変更しているなど，改善計画に記載された措置が適切に行われていない場合には，当該有害使用済機器保管等業者に対して説明を求めるとともに，理由を記した書面の提出を求めるものとする。

５　改善命令及び措置命令

（１）行政処分への移行

法令上の基準に適合しない有害使用済機器の保管等が行われた場合において，改善計画書の提出を指示したにもかかわらず提出されない場合，改善計画書どおりの措置が講じられていない場合その他必要と認める場合は，即座に，改善命令又は措置命令を発するものとする。ただし，生活環境の保全上支障が生じ，又は生ずるおそれがあると特に認められる場合においては，行政指導の有無又は行政指導に対する対応の状況いかんにかかわらず，改善命令又は措置命令を発するものとする。

|  |
| --- |
| ◎有害使用済機器の過剰な保管等に係る事案の取扱いについて　法令上の基準に適合しない有害使用済機器の保管等の事案のうち，保管の高さが5ｍ（屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合における上限の高さ。）を超えている場合において，有害使用済機器が他の物と区分されないまま，あるいは電池等の火災発生のおそれがあるものが適正に回収されないままでぞんざいに保管されているなど，火災が発生する可能性が高いと判断される場合には，生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるとみなして，直ちに改善命令又は措置命令を発するものとする。 |

（２）関係機関との情報共有

改善命令又は措置命令を発したときは，当該処分に係る事業所の所在地を管轄する市町村及び消防本部に対し，当該行政処分に係る指令書の写しを送付するものとする。

（３）履行状況の確認

改善命令又は措置命令の履行の状況を確認するための立入検査は，４（４）に準じて実施するものとする。

（４）行政処分の公表

改善命令又は措置命令の原因となった事実の悪質性や社会的な影響に鑑み，必要と認める場合は，当該行政処分の事実を公表するものとする。

|  |
| --- |
| ◎公表を行う場合の判断例・悪質性　　　　違法性を認識していながら故意に違反を行っている場合再三の行政指導にもかかわらず，改善の意向がない場合　　等・社会的影響　　倒壊，崩落等の可能性があり，近隣住民の生命，身体に危害が及ぶ可能性がある場合　　等 |

（５）支障の除去等の措置

法第19条の5第1項に規定する生活環境保全上の支障が生じている場合等においては，法第19条の8第1項各号（第3号を除く）のいずれかに該当すると認めるときは，県は自ら支障の除去等の措置の全部又は一部を行うことができる。

この場合において，有害使用済機器保管等業者が支障の除去等の措置に係る責任を有することに鑑み，県が支障の除去等の措置を講ずる場合においては，事前に，法第13条の12の規定により環境大臣が産業廃棄物適正処理推進センターとして指定した公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と十分に協議を行うものとする。

６　刑事告発等

（１）警察との協力関係の構築

廃棄物対策課に併任発令されている警察官は，有害使用済機器不適正事案に係る一連の行政指導や行政処分等において関与し，必要に応じ，担当職員への助言や立入検査の同行等を行うものとする。

また，行政処分に違反する事実の悪質性や当該事実の内容による社会的な影響が大きいと認める場合には，刑事告発にまで及ぶ可能性に備え，所轄警察署に対して，行政処分に違反する事実のほか，指導の経緯等についても情報提供を行うものとする。

（２）刑事告発等

改善命令や措置命令への違反などの違反行為を確認した場合には，所轄警察署に対し，書面により，刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による刑事告発を行うものとする。

ただし，（１）の情報提供等の結果，警察が事件として立件する場合においては，この限りでない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◎違反行為に係る罰則の一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 違反の内容 | 罰則 |
| 届出義務(第17条の2第1項) | 届出義務違反 | 罰金30万円以下(第30条第6号，第7号，第8号) |
| 報告徴収(第18条第1項) | 報告拒否，虚偽報告 |
| 立入検査(第19条第1項) | 立入拒否・妨害・忌避 |
| 改善命令(第19条の3項) | 不適正な保管等が行われ，その改善措置を命じたものの，その命令に従わなかった場合 | 懲役3年以下，罰金3百万円以下，又は懲役・罰金の併科(第26条第2号) |
| 措置命令(第19条の5第1項) | 不適正な保管等が行われたことにより生活環境保全上の支障が生じ，支障の除去等の措置を命じたものの，その命令に従わなかった場合 | 懲役5年以下，罰金1千万円以下，又は懲役・罰金の併科(第25条第1項第5号) |

 |

７　雑則

廃棄物対策課は，有害使用済機器保管等業者に対して本指針の周知徹底を図ることにより，有害使用済機器不適正事案に対する県の姿勢を示すとともに，事業者の法令遵守に関する意識を高め，本指針の目的である有害使用済機器不適正事案の発生防止に努めるものとする。

|  |
| --- |
| ◎指針の周知方法・　本指針の策定に当たっては，全ての有害使用済機器保管等業者等に対して指針の施行を通知するとともに，県ホームページ上で公表する。・　本指針のリーフレット等を作成し，届出，立入検査等の機会や，改善指導等の際，行政処分や告発等を視野に入れたこの指針を提示し，不適正事案に対し厳格に望む県の姿勢を示す。 |

付　則

この指針は，令和元年10月29日から施行する。